

新型コロナウイルス感染症対策の 基本的対処方針（令和3年4月23日変更）について

緊急事態宣言 （緊急事態措置の実施）	対象区域	東京都、京都府、大阪府及び兵庫県 （重点措置区域から除外）
	期 間	令和3年4月25日から5月11日（17日間）
まん延防止等重点措置を実施すべき区域の追加	対象区域	愛媛県
	期 間	令和3年4月25日から5月11日（17日間）
まん延防止等重点措置を実施すべき期間の延長	対象区域	宮城県、沖縄県
	期 間	宮城県：令和3年4月 5日から5月11日まで 沖縄県：令和3年4月12日から5月11日まで